

契 約 書

_____様（以下「利用者」といいます）とグループホーム「おいでませ」（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護施設について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の内容）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、認知症対応型共同生活介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 （契約の期間）

- 1 この契約の契約期間は平成 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条 （介護計画）

事業者は、次の各号に定める事項を計画作成担当者に行わせます、

- 1 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉サービスの目的及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ介護計画を作成します。
- 2 必要に応じて介護計画を変更します。
- 3 介護計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者および家族に説明します。

第4条 （認知症対応型共同生活介護サービスの内容）

- 1 事業者は、介護計画にそって、利用者に対して居室、食事、介護サービスその他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、利用者家族の希望状態に応じて、規定外のサービスも提供します。
- 2 生活サービス事業者は、要介護者の活動を拘束するようなことはせず、見守りを第一とし、創意と工夫を生かして自立を目指した生活援助を行います。

第5条 （要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を両者に代わって行います。

第6条 （サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者及び利用者の家族は、談話室（事務室）において当該利用者に関する

る第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

- 3 利用者及び利用者の家族は、第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

第7条 (個人のプライバシーの厳守)

- 1 前条の記録は、利用者のプライバシーを守るため、利用者本人及びその家族の要請があった場合にのみ閲覧できるものとします。
- 2 ただし、行政やオンブズパーソンの要請があった場合は、利用者または利用者の家族に承諾を得て閲覧させる場合もあります。

第8条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として、「契約書別紙」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月5日までに通知します。
- 3 利用者は当月の料金の合計額を翌月7日までに銀行振込みの方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第9条 (料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより管理費及び食事費等の変更を申し入れることができます。
- 2 料金の変更は、次の理由により、その内容は利用者及びその家族に文書をもって説明します。
 - ① 介護保険制度の改正により、要介護の料金に変更になったとき
 - ② 要介護認定等変更があったとき
 - ③ 物価の変動等により、事業者として運営が成り立たない場合
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、30日間の予告期間において、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、1ヶ月の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者が、サービス利用料金の支払いを正当な理由がなく、1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず、その後、20日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が、病院または診療所等の施設に入院し、明らかに2ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または、入院後2ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の入居者に対して、この契

約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

- ④ その他、止むを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者の要介護認定の更新で、非該当（自立）または要支援と認定された場合、所定の期間の経過を持ってこの契約は終了します。
- 4 次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合

第11条（退居時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退居する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退居後の置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行ないます。

第12条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者が使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者に対し、利用者の個人情報を提供しません。

第13条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、損害の発生が不可抗力によるときは、事業者は賠償の責めを負わないものとし、利用者の重過失による場合は、賠償額を減ずることが出来るものとする。

第14条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡をとる等必要な措置を行ないます。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義・誠意を持ってこの契約を履行するものとし、ます。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関して止むを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は事業者の住所地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

◎ 契約者

〈氏名〉 _____ (印)

〈住所〉 _____

〈利用者との関係〉 _____

◎ 事業者

〈介護保険指定番号〉 山口市 3570300628
〈事業者名〉 グループホーム おいでませ
〈法人名〉 有限会社 タカノホーム・スイート
〈住所〉 山口県山口市大内御堀5丁目19番10号
〈代表者名〉 取締役 白石 芳子 (印)

◎ 利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ (印)

◎ 利用者連帯保証人

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ (印)

〈利用者との関係〉 _____

※ 連帯保証人は、契約者が本契約より生ずべき債務が履行できないときは、事業者の指定する方法により、債務の承認並びにその弁済をするものとする。